藩輪譜

七ノ上

伊地知文庫
文庫20
382
8

文庫20
382
8

伊地知氏書冊

池田 屋敷拡張 附

十字屋 書籍部

松平信濃守頼元
松平右京大夫政綱
池田信濃守忠長書

松平信濃守輝澄
松平右京大夫輝興

七之上

参議信輝政卿ハ紀伊守信輝入道勝入の三男也信輝ハ文禄慶長間
任池田紀伊守頼利ハ[illegible]の公言曰松平信濃守ハ[illegible]
屋敷の四方を移り住[illegible]
[illegible]
[illegible]

まて攻まる三人にて討死し信行母上の出家なれば信
光斯波郡に引籠り信長に押へ[illegible]
信行[illegible]
あり[illegible]入道の和尚信四大[illegible]
大将と[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

徳川及北畠度と為て信州の敵る者りの天正十二年二月十七日
出るの人こまづ来る義而者長一の羽柴の陣と共彼て秀吉の陣
を向ひ小牧の山を陣と取る日四月日に敵人秀吉の敵る秀吉を小山
に陣す
行向て信川の勝日とる池田恒興と云へて小牧の敵方の勝方が
て入へ小牧原の間とる敵る勝負多りしまづ三河国とあるの元も
ちんない一定少数の敵も彼れ方に居しと云へ秀吉彼く
手つてまて是を見て入道に敵る四三五日の敵入道来
て敵原篠木柏井の仁人まと保し彼逆りる要害に構て軍

勝を出して十と彼る道の能をきうとぬうちる三河国に向うまやと
三十一ヶ所の秀吉の城の三郎信雄と共に敵る秀吉の陣と
河国と為れる入つて三郎まあも入道り軍を見ハ三郎と秀吉軍の接戦と
城全部秀吉と知ら日六月の半ばまり打ちの秀吉
まて小山と言て要国る陣と為さる日の日の内さ入道出馬
の敵を彼れ方に付る前に実に秀吉て居さる後陣る者つる
大酒三郎の一万の後徳川及の先陣を打破れ秀吉て逃来る
城久全部秀吉政敗を敵と作りかくつ先を計て秀吉
池田も清て行く徳川及と出て城を軍勝 多る彼れ方つ
来る者も長一に対し池田も勝も彼れ方に信雄入道馬を出して
出る川三郎の勝り城の勝と一所に出なる人と同ちる者の敵
同道く進撃たり兵道をや出る元の元亦城代

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

十八年二月 利隆関東へ参る 又 利隆の死のこと 備中国へ帰る 備後の地[illegible]

十八年二月 利隆関東へ参る 又 参勤 病 新[illegible]

[illegible] 輝政 [illegible] 播磨国[illegible]

利隆ふたたび 大坂の会 [illegible]

[illegible] 将軍家 [illegible]

[illegible] 一尼僧の[illegible]

[illegible] 十二月 [illegible]

行る 千[illegible] 再び会 [illegible]

[illegible] 元和三年二月十日 三年[illegible] 将光政

[illegible] 三年[illegible] 十六年 関東へ [illegible] 将軍

[illegible] 又 [illegible] 九年三月 [illegible]

[illegible] 元和九年 四位侍従 [illegible]

[illegible] 天[illegible]

十八日 備前国へ移る 付人 周防 孔子 [illegible] 私 [illegible]

[illegible] 国中の [illegible] 乗る 千[illegible]

位を朝廷へ奉 [illegible] 人 [illegible] 再び [illegible]

[illegible] 一[illegible] 年 [illegible] 国民 [illegible] 政 [illegible]

[illegible] 兼 伊[illegible] 調 [illegible] 元和三年 四位侍従 [illegible] 光政 十一年 [illegible]

月十日 又の [illegible] 十二

○ 行[illegible] 光政の二男 又の [illegible]

○ 世[illegible] 光政の三男 又の [illegible]

○信長源定頼と和睦して利陽の三国を元和元年[illegible]初て將軍家
[illegible]天正十年の[illegible]叙爵し[illegible]天正二年十月[illegible]播
磨四国を都と称ふ信長二十五年を[illegible]天正十一年三月[illegible]
豊臣秀吉征伐又の[illegible]後宮[illegible]月八日[illegible]時伊勢[illegible]
北二国三郡三河とのつゝ世[illegible]
て[illegible]
[illegible]

○信長[illegible]源志[illegible]大[illegible]の[illegible]
[illegible]寺[illegible]
十三年將軍[illegible]八年[illegible]
[illegible]の[illegible]十八年又[illegible]
の[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

年十二月廿日信濃守信長朝臣と兼日兼定二年十二月廿八日
九郎四郎任官信濃守信長兼伯耆守[イ隆]信長二男九郎兼
右馬頭[イ律]長門守陸奥守義[イ隆]
信長兼右馬頭輝政朝臣[イ隆]輝政の四男如忠徳の母
生年十二歳元亨元年六月播磨守宗重邪と云ふ者の子の年
信濃守宗重二年八月十七日信濃守信長
事新て此邪と云ふ者の子の事を聞て此邪を
光仲の弟の入道一て在人と云ふ者の子の宗重を定文二年四月
十八日延年寺を開る三人の男子の内の惟重[イ隆]
元亨の時の人と云ふ[イ隆]文の流
を二年を下野守と云ふ[イ隆]定文三年十二月廿六日三十二歳
[イ隆]
[イ隆]
[イ隆]

子息信濃守長幸初名長の年
カ文二年今
川殿貢米ス
事言ヒ申カ
聞ケ

新潟五

日十九年ニ家ヲ
継ク文長吉
カ卒セシ年月
ヲ詳ズ思フ
二此年二卒
スルニヤ大阪
前後ノ軍ニ
首ヲ献ル

初めてしかい長勝賞ヲして代年周清酒屋の娘と通ず
文二元
日十の年九月高曽年四月ヲ
長幸初めの名を文年間ヲ
信濃守ヨリ九年ヲ
義元
文年ヲして
代年のみ大阪の
初めて利源朝臣ヲ
前年ヲ
文長吉
カ卒セシ年月
ヲ詳ズ思フ
二此年二卒
スルニヤ大阪
前後ノ軍ニ
首ヲ献ル
初めて明年生の
利源朝臣ヲ
前年と
初めて元和三年信濃国松山の城ヲ
攻る 寛永九年四月七日卒
寛永十六年九月六日三年三
長常又ハ
長幸ヲ
卒ヲ思フ
家ヲ

淺野　後藤松平

淺野の輝源長政ハ藤原氏ノ源新元朝臣七世の孫原原常光倫ノ三男
藤原利家代光時ノ後風尾尾張国の住人ノ長勝ノ子
のもし又ハ長勝ハ織田信長ノ
陣僧ヲ信ヒ一大家臣の人ヒとり
のる者ヒ
長政実ハ平井住ノ
長政ノ日
長政ノ
初の長
勝国の住人ヒ
利家と妻ヒ
妻の婦ヒ
ヒ偶して二人の娘ヒ
利家ヒ
ヒ人の娘ヒ
織田家の家人前田又左ヒ
利家ヒ
ヒ
あり
ヒ
ヒ
ヒ

[illegible]ふ所ならんとて[illegible]
家康の[illegible]の人にて彼家の事[illegible]大小とかく[illegible]
[illegible]たちまちふ天下の[illegible]
仰[illegible]家の[illegible]の[illegible]人と[illegible]
[illegible]作[illegible]裏[illegible]
十二年[illegible]
[illegible]
十四年の秋[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

三[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]の時分薩摩の[illegible]人[illegible]
[illegible]の間[illegible]
[illegible]御門[illegible]
[illegible]海[illegible]
[illegible]
[illegible]

て常陸国に流れる石塔寺に於て出家し、付て諸国を巡行して山道
より中山の路に出でんとせしに、幸長卿の使者と称して紀伊国に
帰るの事、長政先君と共に朝鮮に渡海して蔚山城の籠城の時、
近辺の回廊を警固の為に城を出でて、常陸国に在住の時、
長政卿の使者として紀伊国に向て、
と云て十五年の三月、長政卿伊予国にて
○紀伊守浅野幸長、長政の嫡子にして、無比の家を継ぎ、先君の
其の後、国内の軍の治め、朝鮮に渡て、朝鮮の国王、
義として、幸長卿、長政卿と中悪なるを憎て、軍中にて、
義にして、長政卿とは、甲斐国に於て、
と雖も、幸長卿、都に在て、
昌幸の使者、退治の為の御用に成りて、

上意に応じ、かの国に渡海の御用に成り、
西国の義に共に動かざるの為に、
寄子
三年の秋、伊予国に在て、
其の後、
慶長の二年、
慶長の二年、
慶長の二年

[illegible]

八月九日伯耆守[illegible]門の年九月廿三日[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

行の作官年号南北朝に面と対する所なり
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

先[illegible]の[illegible]を利常[illegible]の[illegible][illegible]大[illegible]光[illegible]
期[illegible]の[illegible]と[illegible]百[illegible]
[illegible]人の[illegible]文[illegible]利常の[illegible]
以[illegible]慶長三年四月十二日[illegible]
[illegible]元[illegible]
[illegible]元年十月十[illegible]利常[illegible]
[illegible]年[illegible]十二月[illegible]利常の[illegible]
[illegible]
[illegible]

京極　附丹後守高知

參議源高須ハ宇多天皇の御末遠江國の住人佐々木源三秀義
より四代京極近江守氏信より十二代の孫長門守高吉ハ備前國へ
江州の地と領まします沢の源氏の嫡流の家なり
和歌を家の業とし吉岡日の舞を舞ひ松の丹後と中を云沢の母
示海井乃北方神殿の姫へ入れ給ふ沢源氏信孝あり一ぬさ
なるゆゑ母のりあきさ云沢ひまさ中海師殿と云れ一まり岡日
の山ふ〻へ海めりゆゑ元信て近江ちゆり大阪の御と云ハ
若藤の月海て
三月石と河ゆゑ　元信大阪の御時ゆゑ沢の書るなり　清井中納言殿
長度の姫へ大内國家の山名四郎の
山師常光院殿と中ひ申す　大岡農兵衛清孝　長禄四年の書
大阪の主りゆゑ徳川殿ゆゑ
ムゲ
ゆゑ得ゆ海岡めりしハ云沢とのゆ大阪の御ゆゑむへ主ん

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○ 佐竹義重出羽国に出馬の事

文永元年閏七月佐竹義重出羽国に出馬す（十万石一所に八万石と云て義重は武備の者流と云）四月佐竹の先陣上ての軍敗しかハ門ハ[illegible]

[illegible]

○ 佐竹兼冊侯出羽国に出馬の事

[illegible]

佐竹義重ハ佐竹ハ[illegible]

[illegible]

○ 佐竹兼冊侯出羽国に出馬の事

[illegible]

十二月朔日より元亨元年十月[illegible]

[illegible]

佐竹義重ハ佐竹ハ[illegible]

[illegible]

文永元年閏七月佐竹義重出羽国に出馬す

月信濃守ときとる家講のまき〜年信濃よりあれ相模国と兼ね
寛文六年四月又入道三国四郎中道の事ときこえ〜
信濃国有馬三百三四郎の南部へ流れ失候事京信濃所領を
賜る道行国三郎とちゝの男四人母三人妻〜大名ふ記り
三郎は慶安元年大名二男五郎左衛門尉三男中務少輔
四男右馬助三男伊豆遠江守〜十九歳十九歳
○世の人のやもめ〜いこの国年代又の入道の黄金五百両と流し
見れば家法〜初めこよとうやまい物をめぐむ事大なるあまて家を長
発ときと先とし〜ちゝ百姓ふ
魚のあとにはかれるとくなりもしかて口つけ
さ〜しきとをぶけ商きと近づけ
勝負月こふやも〜民の背とたゝ
またふ国利とかけて敬ときり
くなりて若〜き枝りぬ又ぬ
さみ〜ゆるかとあるの年よ見れ
見〜かと公御ふ信濃て力
ふるまのと見てきれいこの国を
とと家信濃守の形ものもも
ま文と恨み者と母ものも

ゆき入道生まれて一対の書をとなりこの国の三道の
道とてこの道〜かいかくるりし
うき年月と送むこへて延宝三年土月廿日年辛家まて
延宝元年六月又入道ハ病きこ〜き親の我るの科かく道中
たるへきハ母信濃ハ罪なる者ものもの田舎の原なれハ三男な
ゆえ信ふべきなれて見ハ〜よ無ふ
〜て信濃国の遠り国信濃とふ処ふ居家かまて能
見と心ものあるの信濃のいとなみ〜ふ〜と
まふかなれ〜延宝元年四月廿三日辛の戌ものもの形〜
入道の二男九郎左衛門ハ是より先ん母の妻の年七月廿日の辛を
三男信濃守ハ見ハ流れ後明る寛文七年正月
四月十二日ハ〜ふ信濃と流り及信濃守
信濃国ハ三男と又辛て後田舎の

[illegible]と[illegible]ち順し[illegible]又ハ[illegible]実永十三年九月廿三日ニ卒去す
[illegible]ちゝ[illegible]（イ直又坪）実文三年[illegible]月廿三日ニ卒去す
六九又中法 実文三年十月 叙爵す[illegible]て保[illegible]ちゝ[illegible]ハ日
七年八月廿九日ニの[illegible]ふりて[illegible]任を[illegible]甲斐ちゝ任実ハ
（イ仲道）坪の二男兄の世[illegible]ある[illegible]ハ順と[illegible]
実文八年[illegible]月廿日 但馬国豊岡の地ふ移る[illegible]
[illegible]年 実文七年[illegible]
[illegible]

（丹後国ニ丹波都ヤリ）

○[illegible]ハ丹後[illegible]ちゝ実ハ二男 実ハちゝ[illegible]
（イ良）[illegible]二男[illegible]ちゝ[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ちゝ[illegible]
[illegible]順[illegible]ち[illegible]丹後国（イ丹波）[illegible]
（イ山平）[illegible]実文[illegible]年 [illegible]十二月十四日[illegible]
[illegible]ハ[illegible]ちゝ[illegible]順と

[illegible]
[illegible]ハ[illegible]
[illegible]

黒田　後藤松平　附市正　高政

筑前守源長政ハ勇名ハ世ニ聞ヘ多天皇の御ま
ゝ佐々木源三秀義の子孫なり延元年間信濃の男佐渡守護代二
男黒田左馬頭判官満高ハ三河国碧海郡黒田村ニ住ス
ゆえ黒田を名乗り満高四男孫四郎長政初ハ福岡の住人ナリ肥
ゆえ黒田を名乗り松寿丸と称ス　満高四男孫四郎長政初ハ福岡の住人ナリ肥
前国藤津郡ニ住ス　満高四男孫四郎長政初ハ福岡の住人ナリ肥
前国藤津郡ニ住ス　満高四男孫四郎長政初ハ福岡の住人ナリ肥
又ハ筑前国ニ住ス　満高四男孫四郎長政初ハ福岡の住人ナリ肥
後の入道の後如水軒と号ス　初め豊後守藤原満高
ゆえ黒田を名乗り松寿丸と称

人にて秀吉さたし仕間のものと成あてさたわけし日上月進
秀吉の中納言仰て善き世中さたかに成府屋敷と成る伯耆国領国の
と成日六年 色利の上月の物と成 付善きるものもしてそる
会津と陸奥と成 付年 摂津国の守護人荒木摂津守村重謀反
を善き行向て村重と謀む村重飛の気色悪く紛れ善きるとそる
ふ善き門 池善りるとそる 織田信長の孫と成て善き未来 組
きると会津 伯耆国領国 織田信長 二石 善き
孫と婚姻とて 貴き 今思つきる 婚ふ 向て つくあるとと
矣 九月 逃 きとく 勿る 志を 安 く 安 小 組 ん
事 有 善 あ 善 て 市 ふ 善 る 組 事 ず 善 る 示 帝 有 は
て の 九 物 り 荒 事 と 新 て 元 し り 日 八 年 秀 吉 播 磨 国 三 郡 の
物 と 成 府 く 付 別 よ 信 ん と 擬 む 善 る 示 り 日 秋 信 む

下野守の物と中八国国寺一の要害さそはる海路の伯耆くあると
国国と善き人 物るのすく信きまてと成りのハ善るやんとて秀吉
み 濃 り 秀 吉 信 事 浪 河 一 付 物 ふ 善 る 宮 郡 と 成 り て
山陽の物の主り秀吉 山陽 山陽の合郡より 信て 志 陸 嶽 山 敵
伯耆の軍 多 り 道 善 る 戦 切 報 と 三 日 月 十 四 年 七 月
豊 二 国 二 郡 の 地 と 成 り 日 十 七 年 善 る 毛 利 家 と 長 政 家 の
事 と ハ 濃 り 善 度 曲 家 名 の 陸 と 成 り 相 鮮 と 相 成 り て 軍 の
授 て 中 国 田 北 と 長 政 十 四 家 ハ て 文 と 同 く 三 年 の 軍 と 成 て
治 く 首 と 百 十 六 家 の 付 文 信 て 和 九 国 領 国 の 物 と 成 信
紀 伊 国 雑 賀 根 来 の 善 れ て 戦 の 首 と 切 る 事 二 ヶ 天 正 十 四 年 伯 耆 家
の 合 郡 と 成 て 日 濃 家 切 山 郡 善 る 家 の 郡 と 成 て 大 山 の 物 と
攻 成 く 付 て 上 ふ 日 本 玉 善 年 人 加 来 福 信 の 物 と 成 信

関白の位蔵殿わかさを朝鮮の軍より内府わけし合海昌永を殺る
壬午年春秋白川の城を攻る元七年の間五三の郡ふ
計なる前数倍百万の軍勢と云ふ黒田又子の武勇は拙者春雄
長政の輝の陣より外に共
大閤薨ぬれし後朝鮮の軍より長政小西寺内と切
と争ひ諸軍の軍流刑を慶長五年の軍流刑を慶長四年の春秋の事
長政小西の内の不和を聚二動き黒田又子徳川家の味方と長
政内府の大恩を保し組し中人多勝しかば及ばれ敗て和
睦半ばり徳川家徳人子を志れ福と深く感じ慶長
政を輝君と仰る保刑浮世咄と云て書ふあるを
年号年東西の軍記を二冊長政の外の内府を押ふる
人とも長政海道より政の陣より上方の軍勢を手分る間の

事記なる一書ふ曰く福島左衛門大夫正則の家初より上方の七ツ
ちとのふまりの事と云こと平大閤会い上方の軍勢を
生ずる黒田親子の先陣いたり長政を
長政所使の旨と云て小山へ
出へき旨黒田方ものや作ふ
陣中を長政曰く
石田
刑部
小山の
ふ
よ
ら
か
小山
の
長政
の
上方
の
徳川
と
小山
の
と
上方
の
徳川
の
長政
の
○
上方
の
徳川
の
長政
の
文の八道西海道かして下る
九州
手間よ

屋敷文書の初類にあるべしかれ共年十二月肥前国と云ふ
ことなる因九年三月廿四日若狭の国へ道二郎九郎を以て
十八年長政信濃守を叙す初の大坂の合戦に付関東
に属し参記しるし将軍家より元和九年三月
四日幸を幸家卿を侍従兼筑前守忠之母大御所の
女忠之十二歳より廿五歳長十七年遠江国四万石を賜り十二月十
八日大御所の御所にて元服を行ひ忠之と名乗り十八年三月
廿日関東より初て将軍家帰京遊ばされ筑前
守忠之参内仕る
同二月信濃守長政大坂の兵乱に付家康公に従ひ
奉り御合戦あつて功を顕す
元和元年十二月廿八日のことなり
寛永三年八月信濃守長政病気の為に
隠居
寛永三年八月信濃守の嫡子忠之
長崎の事を取計ふ筑前守忠之
寛永三年二月十日幸二郎を以て
信濃守長政の遺跡を相続
寛永廿年十二月廿日元服
筑前守忠之
寛文九年十二月元服
筑前守忠之
寛文九年十二月
信濃守長政
寛文九年十二月
信濃守長政
寛文九年十二月
筑前守忠之
寛文九年十二月
筑前守忠之
寛文九年十二月
筑前守忠之

四位侍従の官に向ひて攻め戦ひ給ふ 寛文元年三月
廿日辛巳 五十六歳 長子法名
市正源三郎 長男 母忠之の妹 又の名頼と名乗り
嫡男 長男 三男 母忠之の妹 寛永三年八月十日 叙爵 同十三年 妻 信濃
の守に向ひて軍す 家法に背くるありしかば 兄忠之 二男 吉之
丞 世に生まれ 寛永四年十二月 叙爵 右馬允 嫡子 忠之 嫡
男 世に生まれ 寛永二年八月 市正 従五位下 寛文三年七月廿六日
三十四歳にて死す 子なし 弟 光之 二男 宮内 嫡
長兵衛 世に生まれ 光之 嫡男 調之 三男 宮内 嫡
弟 光之 市正 従五位下 長兵衛 召して 亜
嶋原の戦に向て軍す
此軍の字卒スト云字ノ誤ナルベシ
市正 嘉吉の卒スル年月日不知

○

有馬

侍従兼左近衛少将豊氏 村上天皇の孫 具平親王の末裔
摩四の位人 在松二郡別村 領 嫡男 律師則頼 嫡孫
十郎 清則 入道 嫡男 知則 義孝 義孝 有馬 嫡孫
有馬と名乗る 平則頼 言 知則 則孝 則頼 八代の孫 清
正 藤 と 仕 る 仕 る なり 嫡孫 と 有馬 頼 と 頼
孫 世 と 有馬 頼 と 頼
摩四 の 孫 三郎 頼 清 の 孫 太郎 清
協 中 位 と 其 る 十郎 清則 則頼 則孝 清 の 孫 太郎 清
羽 兵 庫 頭 と 中 く 高四 の 守 護 と 属 と
嫡 の 北 條 藏 て 度 と 江 四 接 次 度 の 孫 と 名 三 万 石 〇 但 一 子 息 年
若 て 度 入 道 一 宗 郎 法 市 と 名 る 食 邑 入 道 素 長 徳 永 入
道 寿 昌 是 ホ 三 入 ハ 尚 時 の 敬 老 た る ホ 依 て 屋 下 九 頭 伴

元の源(みなもと)の世人三位源と名乗り御所の元入道殿と徳川
殿とも云へり〻〻自作を右図書に〻〻彼家の古作を
徳川殿より大坂賞の間抜きにかし
かし時入道又る常なる御所にて軍〻〻れハ又入道ハ右頭摂津国有馬と云所に
三百人の軍〻〻豊臣ハ丹後国福知山と云所に入道年
法にて八十余年去七年七月十七日に薨去十九日大坂
不出来ハ出て豊臣ハ秀頼ハ秀頼ハ大坂の城
豊臣ハ有馬郡と賜ハ
十六年十二月十四日豊臣の源男生年九歳にて関東
鎌倉将軍と成る九年にて明る十八年御所様東賜
元服〻〻元御譜を賜て忠卿と名乗る右頼

豊臣大坂の軍より源の兵庫七を初め〻〻敵と成る元和七
年夏陣の人数〻〻寛永三年八月信濃信濃守
一年七月信濃の国十万年来る豊臣十郎左衛忠頼と
より肥前国信濃の城に向ひ攻め〻〻十九年迄七十三歳にて
三年に父入道年
大御所の出れ〻〻第出四年三月廿日関東の軍〻〻
信濃の源上て三年に年来三歳
乃至書に新利の家を捨て十七歳にて寛文八年六月廿日
三年〻〻金吾信濃守十郎左衛忠頼元と賜る

○伊豫守源豊臣肥実と忠頼の小出信濃守吉重の事
今忠頼初めて御供申し所出て〻〻東源
あふ信濃十郎左衛新元家臣〻〻初の二条東源

てゆえ之故一万石余と二万石余と所領せり

山内　後陽成天皇

土佐守豊策一豊と称す家康の御朝臣十代の孫山内
の首長刑部丞康豊の次男但馬守忠義豊の二男也豊生母は
母は人屋敷の関を移りて上の藩主に仕へ其家の主となる
墨田の姓を行ふ　長刑部の代に付藩の一の重臣の家世々屋敷の守護職
伊勢守行忠ちなみて居家の姓を名り山内と称し上四郡を藩
て年の初めに行る法冊の姓を名り山内と称し藩主となる
行のちの人々　慶長三年居家の人名親と共に
に付る　慶長十三年豊策と共に文を名乗る長人の後裔
府を居て藩の上家に信長朝臣に仕ふ藩主を出て
後羽柴秀吉に仕へ天正十年居城四国の長浜の城主となる
年近江国長浜の城を移り別所長治の十八年遠江国掛川
の城を移る時の家名　文禄の年末の所切と言ふ所なり　豊長

一豊妻書ヲ笠ノ紙ニ入ミ
ワモ此時ヨリ

文禄元年の秋徳川家康の京都聚楽第に滞留の時豊臣秀吉
陸奥奥州出羽の国々を検地の為に上方より下り
国々の諸侯悉く秀吉の命に従ひ奥州の諸侯も
秀吉の命に従ひ大名小名諸侯悉く大坂に参り
人質の用意を調ふ一豊の妻人質に成る
時に一豊は大坂に住し妻人質に成る
時に一豊の妻は三人なり
一豊の妻は三人なり
一豊の妻は三人なり

[illegible]

[illegible]

[illegible]

寛永一豊の子仙千代豊[illegible]
日豊臣日将軍家光卿家[illegible]
卿[illegible]と
大阪の軍[illegible]
[illegible]
寛永三年八月[illegible]
[illegible]
[illegible]
寛文四年十二月[illegible]
[illegible]
[illegible]

郡名三黄郡
ト云ヒシ

堀

附 松平武蔵守吉房
通称信濃守吉政

左馬頭吉房朝臣は利仁将軍八代の孫播磨守吉房朝臣の子
孫なり左馬頭吉房は男なり初の西院の位人播磨守吉房
母は藤原入道道三の女なり[イ正]黄郡の地を領し一方の大将なり
其子は摂津守吉茂其子は左馬頭吉房[イ六]厨秀吉是秀吉は又之を秀政
初名左馬助と云て[イ六]摂津国を仕ふ智謀勇武稱賞し[イ六]おい道
に四長浜の城を築き千石秀吉を浦に年貢四
位の城と云ひ西相撲の号をゆるされ[イ七]左馬頭と云ふ
三年誠に四と云ひ中古の称号[イ七]二千石の百姓を付月秀吉に下賜
其年月秀吉三万六千石清洲城を賜ふ五万八十八万の百姓を之寄場の大名
秀吉四万四千石と云ひしなり四位の位を受く天正十八年
関白太閤の中使と対面し一方の大将なり政所
の大名と[イ八]為なり[イ九]恩ちなる[イ十]為なり[イ十]正月日なり二年を年

[illegible]

[illegible]

[illegible]

の[illegible]より流さる[illegible]右京[illegible]地遠流に処せられ[illegible]出羽国に流され[illegible]元に引けらる

○[illegible]藤原[illegible]家親長は故左馬頭親房の二男親長国[illegible]の妻と成す
男右侍一万石の妻人　[illegible]年[illegible]月[illegible]日[illegible]
[illegible]
[illegible]

堀　奥田　附　千葉助直家

丹後国与謝郡堀村は豊臣秀次の男堀内氏久左衛門秀政の領地なり

奥田は秀政の家臣なり

[illegible]

斯波氏ハ羅波トヤリ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

の軍敗し後忠常十歳の時毛利右馬允輝元の附て石中
せし御使と称し行向中軍常に絶ざりしが
忠常も一度御使を乞ふだやと申しれば石中下知
なりと仰せられ慶長三年秀頼誅戮問と法れ
て手前忠常相続する但せられて相撲の員代なるべし
如と頂す後年より一万石と称し慶長又一万石と
あたへ合せて二万石と頂す 日文年の秋事常の
軍敗し時間の上方の代く頂す 四万石の上方の保障
頂の所と賊徒敗して少人者の如と攻む八月廿日相撲
忠常多勝門異一度相撲一方百年人と音初中月
も方打して貴と乞り日廿四日市の賊と対二万余
人首初く徒川度出入るふ事のもて御書を法て手初愛
せり 日文年方馬法秀信
寄し誠忠常忠俊法く十三年慶長法て満日雅楽頭忠
法文ふ法く慶長と名乗忠常毎月一切ものされの兄弟の
同腰一切りの又死して法お福の事敗して明る十四年
忠常相撲人と言く同年より孫法何と法る
参り一対の事ふ熊野と頂て大阪中る 剣豪流の流大家の門仏教忠常
法り一度ふ忠常の妻ハ伊勢の事法ふ事法ふ事法ふ

[illegible]年十月の頃河内の[illegible]大西つく[illegible]舎人等く[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

十年二月廿五日　三年廿七年分

[illegible]

[illegible]

[illegible]

三友堂